

令和四年十一月二十八日開会

川越市議会第五回定例会議案

(議案第九三号)

議案第九三号

裁判上の和解について

議案目次

議案第九三号

裁判上の和解について

東京高等裁判所に係属中の事件について、次のとおり裁判上の和解をするため、地方自治法第九十六条第一項第十二号の規定により、議会の議決を求める。

令和四年十一月二十八日提出

川越市長 川 合 善 明

一 事件の表示 東京高等裁判所令和四年（ネ）第七四三号損害賠償請求控訴事件

二 当事者 控訴人 川 越 市

被控訴人 川越市大字伊佐沼一〇二番地一

株式会社芹沢建設

代表取締役 芹 澤 英 樹

三 事件の概要

本件は、平成三十年六月二十九日に締結した旧川越織物市場整備工事請負契約について、当該契約の相手方の債務不履行を理由として当該契約を解除したことに伴い、本市が当該相手方

に対し違約金及びこれに対する遅延損害金の支払いを求めた訴訟（さいたま地方裁判所川越支部令和元年（ワ）第三二四号損害賠償請求事件）について同裁判所が令和四年一月十三日に本市の請求を棄却する旨の判決の言渡しをしたところ、本市が当該判決を不服として東京高等裁判所に控訴を提起したものである。

#### 四 和解条項の要旨

- 1 被控訴人は、控訴人に対し、本件和解金千六百万円の支払義務があることを認める。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、前項の金員を、控訴人から被控訴人に送付する納入通知書により指定する口座に、令和五年三月末日までに振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、被控訴人の負担とする。
- 3 控訴人は、その余の請求を放棄する。
- 4 控訴人と被控訴人は、本和解条項に定めるもののほか、本件に関し、何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は、第一審、第二審を通じて各自の負担とする。

#### 提案理由

裁判上の和解をするため、このように措置する必要がある。